令和2年度 町立幼稚園 中央幼稚園・西幼稚園・すぎと幼稚園 園児を募集します

問合せ 子育て支援課　幼稚園・保育園担当　内線268

対象	入園資格	願書配布	願書受付	保育料等
3歳児 平成28年4月2日〜 平成29年4月1日生 4歳児 平成27年4月2日〜 平成28年4月1日生 5歳児 平成26年4月2日〜 平成27年4月1日生	各幼稚園区内※に住所があり、居住している方。 ただし、令和2年3月末までに杉戸町への転入が確実な方は、建築確認書等の証明になる書類の写しを添付して各幼稚園へお申込みください。 **【1クラスの人数】** 3歳児20名、4歳児35名、5歳児35名（4歳児・5歳児を優先的に受け入れます。） ※集団生活を行ううえで心配がある方は、入園申込の際にご相談ください。 ※3歳児については、各幼稚園の施設状況等から、園区にかかわらず希望する幼稚園にお申込みください。実際の受け入れは、施設状況等により決定します。	**【配布日】** 10月28日㈪ 10月29日㈫ 10月30日㈬ **【配布時間】** 14時〜16時 **【保育公開】** 10月28日㈪ 9時〜11時 （この時間も願書を配布します） **【配布場所】** 各幼稚園（中央・西・すぎと）	**【受付日】** 11月5日㈫ 11月6日㈬ **【受付時間】** 14時〜16時 **【受付場所】** 各幼稚園（中央・西・すぎと） **【持参するもの】** ・印鑑 ・入園願書 ・入園調査票 ※お子様を同伴のうえお申込みください。	**【入園料】** 無償 **【保育料】** 無償 **【バス送迎料】** （すぎと幼稚園のバス利用者のみ） 年額24,000円 ※無償化対象外

※お住いの地域によって、通園可能な園が指定されています。詳しくは、町ホームページをご覧いただくか、担当へお問い合わせください。（すぎと幼稚園のバス送迎については、送迎希望者が定員を超えたときには、遠方の方を優先する場合があります。）

・定員に空きがある場合、年明け以降、随時追加受け入れを行います。
・入園希望者が収容人数より多い場合は抽選とします。
・中央幼稚園、西幼稚園は通園バスによる送迎はありませんので、保護者の方の送迎となります。なお、原則、自家用車の送迎はできませんので、ご留意ください。

「里親入門講座」を開催します

申込・問合せ 越谷児童相談所
里親推進担当　☎048-975-4152

里親とは、病気や家庭の事情などにより自分の家族と暮らすことができない子どもを、一時的または継続的に預かり、育てる人のことです。
県では、一人でも多くの子どもたちが家庭的環境の中で生活できるよう里親を募集しています。
近年、児童虐待などの理由で保護が必要な子どもの数が増えています。多くの方に里親になっていただくとともに、里親制度にご理解いただけるよう、ご協力をお願いします。
今回の里親入門講座では、制度の説明だけでなく、実際に子どもを育てている里親さんの体験談を聞くことができます。この機会に里親制度について学んでみませんか。

日　時　9月28日㈯　14時〜16時（受付時間：13時30分〜）
場　所　春日部市教育センター
内　容　里親制度の説明と現役里親の体験談等、質疑応答
参加費　無料　　**定員**　45名
その他　申込受付は先着順。保育なし。

〜子育て世代を応援〜 幼児教育・保育の無償化が10月からスタートします

問合せ 子育て支援課　幼稚園・保育園担当　内線268・277

本年10月から、子育て世代を応援し、経済的負担を軽減させるため、全国的に幼児教育・保育の無償化が始まります。当町においても、10月1日から3歳児から5歳児までの幼稚園、認定こども園、保育所等の利用料（保育料）が無償化となります（※1）。
また、幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設、一時預かり事業などの利用料も一部対象となります。

■幼児教育・保育無償の対象範囲

◎：全額無償　○：無償（月額上限あり）×：無償化対象外

	幼稚園（新制度）認定こども園（1号）		幼稚園（新制度未移行）		認可保育所	認可外保育施設等（※3）
	教育部分	預かり保育「保育の必要性の認定」を受けた子ども（※2）	教育時間	預かり保育「保育の必要性の認定」を受けた子ども（※2）		
3〜5歳児クラス	◎	○（上限11,300円）	○（上限25,700円）	○（上限11,300円）	◎	○（上限37,000円）
住民税課税世帯の満3歳児	◎	×	○（上限25,700円）	×		
住民税非課税世帯の満3歳児	◎	○（上限16,300円）	○（上限25,700円）	○（上限16,300円）		
住民税非課税世帯の0〜2歳児クラス					◎	○（上限42,000円）

※1　施設を利用する際に実費となる食材費、行事費、通園送迎費等は対象外です。
※2　幼稚園、認定こども園の預かり保育の利用料の無償化は、「保育の必要性の認定」を受けた方が対象です。
※3　認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を指します。対象は、認可保育所や認定こども園等を利用できていない方で、「保育の必要性の認定」を受けた方のみです。

■手続きについて

▶上記の表で月額上限額が設定されている施設、サービスを利用されている方は、事前に認定の手続きが必要となります。認定を受けずに利用した場合は、無償化の対象となりませんのでご注意ください。
▶「保育の必要性の認定」には、お子さんと同居するすべての方（18歳以上65歳未満）に、就労や疾病等の家庭では保育が難しい事由が必要です。詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

■認可保育園（3〜5歳児クラス）の給食費について

これまで、主食（お米など）分については直接保育所に支払い（または現物を持参）していただき、副食（おかず）分については、保育料の一部として、町を通じて支払いしていただいています。
保育料無償化後も引き続き、副食（おかず）分については、保護者のご負担として、実費徴収になります。

■児童発達支援等の利用者負担について

3歳から5歳までの障がいのある又は療育が必要な子どもたちを支援するため、児童発達支援等のサービスについては、利用者負担が無償化されます。利用者負担以外の費用（医療費や食費等の現在実費で負担しているもの）は、引き続きお支払いただくことになります。また、幼稚園、保育所等と両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。無償化にあたり、新たな手続は必要ありません。詳しくは、福祉課障がい福祉担当（内線264・267・269）までお問い合わせください。